

# お取引時確認についてのお願い

銀行では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「同法」といいます)にもとづき、お客さまの氏名、住所、生年月日等について確認させていただいておりますが、同法の改正により、平成28年10月1日からのお取扱いが一部変更になりました。ご理解の上、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

## 1. お取引時確認が必要な取引

- ①口座開設、貸金庫、保護預りなどのお取引を開始される時
- ②200万円を超える現金のお預入れ、お引き出しに係るお取引をされる時
- ③10万円を超える現金によるお振込み、持参人払式小切手による現金の受け取りをされる時
- ④融資取引をされる時 等

## 2. お取引時確認(確認させていただく事項)

### 【個人のお客さま】

確認事項	確認書類等(主なもの)
(1)氏名・住所・生年月日	い ず れ か 1 種 類 ①運転免許証(運転経歴証明書) ②マイナンバーカード ③パスポート(※2020年2月4日以降に発行申請された旅券は他の本人確認書類が必要になります。) ④在留カード ⑤特別永住者証明書 ⑥官公庁から発行・発給された書類で、顔写真が貼付されたもの (ただし、ご本人から提示された場合などに限る)
	い ず れ か 2 種 類 ⑦各種健康保険証・各種年金手帳 ⑧顔写真が貼付されていない各種福祉手帳(母子健康手帳など) ⑨取引に実印を使用する場合の当該実印の印鑑登録証明書 ⑩住民票の写し・住民票の記載事項証明書 ⑪印鑑登録証明書(⑨を除く) ⑫戸籍の附票の写し ⑬官公庁から発行・発給された書類(⑥を除く)
(2)職業・取引の目的	お客さまの申告により確認させていただきます。

(注1)具体的な本人確認書類については、当行本支店窓口にお問い合わせください。

(注2)10万円を超える現金による振込などを行う際は、運転免許証など窓口での提示のみでご本人の確認ができる本人確認書類を提示してください。

(注3)本人確認書類の提示を受けるにあたり、法律にもとづき、氏名、住所および生年月日の他、本人確認書類の名称・有効期限等を記録させていただきます。また、本人確認書類の写しをとらせていただく場合があります。

(注4)日本にお住まいでない外国人の方(在留期限が90日以内の方)が、200万円を超える現金の受払いを伴うお取引や、10万円を超える現金による振込などのお取引をされる場合には、本人確認書類として国籍及び番号の記載がある旅券等を提示していただくことにより、お取引いただくことができます。

### 【法人のお客さま】

確認事項	確認書類等(主なもの)
(1)名称、本店または主たる事務所の所在地	①登記事項証明書 ②印鑑登録証明書 ③官公庁から発行・発給された書類
(2)来店された方の氏名・住所・生年月日	【個人のお客さま】(1)と同様
(3)法人のお客さまのために取引を行っていること	①委任状 ②登記事項証明書(代表権のある役員の場合のみ) ③法人のお客さまへの電話などによる確認

(4)事業の内容	①登記事項証明書 ②定款 ③官公庁から発行・発給された書類で、事業内容の記載があるもの(法人の名称及び本店または主たる事務所の所在地の記載がある場合、【法人のお客さま】(1)の本人確認書類との兼用も可能)等
(5)取引の目的	お客さまの申告により確認させていただきます。
(6)実質的支配者(※)の 氏名・住所・生年月日	(※)法人の議決権のうち、25%超を直接又は間接に保有していることなどにより、法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる地位にある自然人を言います。

【上記以外のお客さま(国、地方公共団体、独立行政法人、人格のない社団または財団、上場会社等)】

確認事項	確認書類等(主なもの)
(1)来店された方の 氏名・住所・生年月日	【個人のお客さま】(1)と同様
(2)取引の目的	人格のない社団または財団につきましては、
(3)事業の内容	お客さまの申告により確認させていただきます。

### 3. お取引時確認が不要な取引

- ①国や地方公共団体への各種税金・料金の納付
- ②公共料金(電気、ガス、水道水の料金の支払いに関するもの)
- ③入学金・授業料等(学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学または高等専門学校に対する入学金、授業料等の支払いに関するもの)

### 4. その他ご留意事項

- (1)前記確認書類のうち、下線があるもの(【個人のお客さま】の(1)⑥・③、【法人のお客さま】の(1)③、(4)③の書類については、有効期限のないものに限り。)については、金融機関が提示または送付を受ける日前6か月以内に作成されたものに限られます。また、その他の確認書類は金融機関が提示または送付を受ける日において有効なものに限られますので、ご注意ください。
- (2)口座開設等をされる方以外の方が来店された場合、来店された方にも、【個人のお客さま】の本人確認書類のご提示をお願いするほか、口座開設等をされる方のためにお取引を行っていることを書面(個人の場合、同居親族であることを示す住民票の写し等。法人の場合、委任状等。)等で確認させていただくことがあります。
- (3)すでに取引時確認手続を済まされたお客さまにつきましては、本人確認書類をご提示していただく代わりに、通帳、キャッシュカードの提示など銀行所定の方法により確認させていただくことがあります。
- (4)銀行がお客さまにご送付いたしましたキャッシュカードやご案内などが返送されてきました場合には、お取引を停止することなどがあります。この場合は、再度、本人確認書類をご持参の上、住所変更などのお手続きを行っていただきますようお願いいたします。
- (5)特定の国に居住・所在している方とのお取引や、外国 PEPsにあたる場合は、過去に確認がお済になったお客さまにつきましても、確認事項の再確認をお願いすることがあるほか(その際には複数の本人確認書類のご提示をお願いする場合があります)、資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。
- (6)お取引時の確認について虚偽の申告をすることは、犯罪収益移転防止法により禁止されています。

詳しい内容につきましては、お取引店の窓口にお問い合わせください。